

市管理施設における受動喫煙防止対策の方針

(令和元年6月21日政策推進本部決定)

1 趣旨

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が施行され、改正後の健康増進法第25条において、地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされたことから、新座市における市管理施設での受動喫煙防止について基本的な対策を定めるものとする。

2 定義

次に掲げる用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (2) 第一種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令（平成14年政令第361号）で定めるもの及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいう。
- (3) 特定屋外喫煙場所とは、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。
- (4) 第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

3 受動喫煙の防止対策

(1) 市管理施設における受動喫煙防止対策

市管理施設の受動喫煙の防止対策は、別表のとおりとする。

(2) 施設管理者は、利用者の理解を得るために施設に応じたポスター及び標識の掲示等の必要な措置を講じるものとする。

(3) 市管理施設における受動喫煙防止対策事務取扱要領の作成

受動喫煙防止対策を円滑かつ統一的に進めるための事務取扱要領を作成し、実効性のある対応を図る。

(4) 喫煙場所を設置する際の配慮

屋内禁煙の第二種施設管理者は、屋外に喫煙場所を設置するときは、望まない受動喫煙を生じさせることのない場所とするよう配慮しなければならない。

4 実施日

受動喫煙防止対策の実施は、令和元年7月1日からとする。

市管理施設における受動喫煙防止対策の一覧表

施設 区分	受動喫煙防止対 策区分	施 設 名
第一種施 設	敷地内禁煙（特 定屋外喫煙場所 設置）	(1) 本庁舎、第二庁舎
	敷地内禁煙	(1) 出張所（東北コミュニティセンター、栄公民館、 栗原公民館、西堀・新堀コミュニティセンター） (2) 新座市児童発達支援センター (3) 福祉の里児童センター (4) 放課後児童保育室 (5) 公立保育園 (6) 児童センター (7) 小学校・中学校 (8) 保健センター・歴史民俗資料館複合施設
第二種施 設	敷地内禁煙	(1) 第三庁舎、第四庁舎、第五庁舎 (2) 市立集会所 (3) 福祉の里 (4) 高齢者いきいき広場 (5) 公園（総合運動公園、栄緑道を含む） (6) 市営運動場、市営庭球場、新座市民総合体育館 (7) 中央図書館、市管理図書施設、新座市民会館 (8) 中央公民館、野火止公民館（ふるさと新座館）、 畑中公民館、大和田公民館 (9) 自転車駐車場、バイク駐車場、東北返還所 (10) 新座市睡足軒の森
	屋内禁煙	(1) 消防団車庫 (2) 新座市営墓園 (3) 市設置障がい者施設 (4) 老人福祉センター、第二老人福祉センター (5) 新座駅北口土地区画整理事務所 (6) 水道管理センター